

前回（ 9月17日 ） の 議 論

○「検討項目(案)」に係る意見等

- ・新地方公会計モデルの考え方が示された後、企業会計においても金融商品に関する会計基準や資産除去債務に関する会計基準等の新会計基準が示されているが、検討に当たっては、これらも考慮しながら議論していくのか。
- ・企業会計の会計基準は頻繁に変更されるが、どのタイミングで、何を取り入れて、何を取り入れないのかという方針を決めた方がよいのではないか。
- ・連結の取扱いについて、本格的に議論する時間がないというのは理解しているが、現行の新地方公会計モデルにおける連結実務の取扱いについては、平成20年度から平成21年度にかけて開催された「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」から「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」が示されて以降、議論がなされていない状況である。詳細な議論をしないまでも、問題となっている項目を挙げるといったことぐらいは出した方がよいのではないか。
- ・検討項目については、議論の過程で気づく部分が少なからずあると思うので、その都度、各委員から気づいたところを出してもらいながら進めてもよいのではないか。
- ・連結の取扱いについては、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）でもあまり議論されていないが、現場の悩み等を問題提起として研究会に伝えた上で、研究会で再度議論するといったことはしてもよいのではないか。
- ・研究会の「中間とりまとめ」を基に基準をつくっていくというのが最初にやるべきことと考えているが、会計基準については、それが地方公共団体にとって本当にどういう意味があるのかということを検討する必要があるのではないかと。また、連結の取扱いについては、本作業部会で結論を出すというよりも、論点を出していくというのがよいのではないかと。

「議論の進め方及びスケジュール（案）」に係る意見等

- 大きな論点としては、固定資産の評価基準と財務書類の体系になると考えられるが、「中間とりまとめ」で示されている点を確認した上で、さらに論点を出していくといった方法がよいのではないか。
- 有形固定資産の評価基準については、研究会でも論点は出されたが、本格的な議論はなされていないと理解している。本作業部会で議論して結果を研究会に示す、ある程度の論点を出した段階で研究会に示して研究会で議論する、といったことが考えられるが、本作業部会でどこまで議論するのかという線引きの問題があるのではないか。
- 項目出しをした上で、その方向性の議論をして、方向性が決まれば文書で整理するといった手順がよいのではないか。
- イメージとしては、たたき台は、ある程度基準になるような形で記載し、本作業部会である程度同意が得られれば、1つの案として研究会に出して議論してもらおうといった形がよいのではないか。
- 「中間とりまとめ」において、再整理する必要がある、実務を踏まえて検討を進めるべき等と記載されているが、そのような項目は本作業部会でたたき台をつくって研究会に示すということではないか。
- 委員で議論が分かれるところはあると思うが、一定の方向性を出した上で、仮に少数意見があった場合には、それも付した上で出していくという形でもよいのではないか。
- 認識としては、標準的な地方公共団体をイメージして、実施可能性を踏まえて検討していくということでのよいのか。「中間とりまとめ」においては、地方公共団体の事務負担等も考慮するとあり、規模に応じてのあるべき論と簡便的なものというのを両論併記とするのか、あるべきものがある中ではじめから簡便的なものにするのか、様々な考え方があると思うが、それぞれ考え方を出しながら議論するということでもよいのではないか。
- 最初に、基本的に基準となるべき考え方を検討していくということではないか。
- 標準的な考え方を示す上で、例外を示したらきりがないと感じている。わかりやすく、一定の規模であれば実務ができるというのが標準であり、例外については今回の対象ではなくともよいのではないか。

- 実際の地方公共団体の実施可能性を確認するという意味で、パブリックコメントを求めていくという考え方もあるのではないか。
- もう一つの「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」があるが、本作業部会と関連する検討項目は両作業部会に出席している委員で分担した方がよいのではないか。
- 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大について、「地方公営企業法の適用に関する研究会」で議論されているが、地方公営企業会計の基準は、法令に基づく中で地方公共団体の実務にも配慮した形になっていると考えられるので、議論がまとまらないという時には同基準を参考にするのもよいのではないか。